

一般事業主行動計画の公表について①

次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を公表いたします。

一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間

2. 内容

目標①： 所定外労働時間を削減する

対策： 平成28年4月～ 週一回のノー残業デーの継続
平成28年4月～ 長時間労働者の実態調査の継続

目標②： 年次有給休暇の取得を促進する

対策： 平成28年4月～ 計画的な有給休暇取得の促進
(部署別にて計画的な取得が図れるよう業務調整等を行う)
平成28年4月～ 取得しやすい社内環境の整備
(記念日休暇などを提案し取得の推進に努める)
平成28年4月～ 年次有給休暇取得状況の把握

目標③： 産前産後休業や育児休業中の社会保険料免除などの諸制度の周知、情報収集
を行う

対策： 平成28年4月～ 法に基づく各制度の収集や社内規程により周知資料作成
(育児・介護休業法、雇用保険法、労働基準法)
平成28年7月～ 各制度に関する資料を社内公開

以上

平成28年4月制定
株式会社 京葉興業

一般事業主行動計画の公表について②

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき「一般事業主行動計画」を公表いたします。

一般事業主行動計画

女性社員を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間
2. 当社の課題
従業員における女性の割合が少ない
3. 目標
女性の年間採用数を平成27年度基準として毎年150%以上に増加させる
4. 取組内容・実施時期
平成28年4月～ 女性の採用を増やすため、学生向けの説明会、中途採用資料の内容を見直し、改定する

平成28年6月～ 募集職種の職務内容等を再確認し、活躍しやすい環境整備を行う

平成29年3月～ 配属までのOJTを見直し、改定する

平成29年6月～ 実際に配属を実施し、定期的なヒアリング・フォローアップを行う

以上

平成28年4月制定
株式会社 京葉興業